

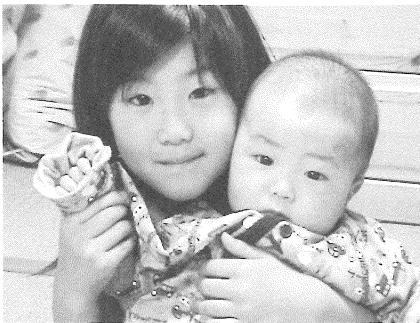
「鈴村事件」 (東京都)

ずさんな警察捜査、
デタラメな検察の対応…
このまま真実は
間に葬られてしまうのか



事故現場に立つ鈴村さん夫妻と6歳下の弟。

取材・文◎柳原三佳 (やなぎはらみか)



弟をかわいがる生前の幸子ちゃん。

事故発生

JR東青梅駅から徒歩数分の場所にある、片側一車線の旧青梅街道。健二さんの横に佇む妻の章恵さんは、幸子ちゃんがかわいがっていた6歳下の長男の手をしっかりと握りながら、『事故からもうすぐ5年が経ちます。でも、私は今も、ここへばつりと、そう語った。』

事故が起きたのは、2004年10月22日午後3時頃のことだった。父親の健二さんは辛い記憶を、昨日のことのように振り返る。
「あの日は偶然、仕事が休みでした。3時過ぎ、娘がバイクにはねられた、という知らせを受けた私は、すぐに車で搬送先の救急センターに向かい、そして、娘を乗せた救急車とほぼ同時に病院へ到着したのです。そこには、娘のものがき苦しむ姿がありました。私は人があんなに苦しむ姿を、今まで見たことがありません。でも、それが私の娘だけれども思ひました。本当に、身を引き裂かれる思いでした。すぐに担当医から説明があり、非常に危険な状態であることが告げられました。出血性ショックで、1分1秒を争うとのこと。足の骨は折れ曲がり、内臓は破裂し、肋骨3本は折れて肺に損傷を与え、あごの骨も折れています。左目は潰れ、脳にも損傷の可能性があるとのことでした。そして

「娘の幸子は、道路を横断するとき、人一倍慎重な子でした。実は、事故の半年ほど前に妻の実弟が交通事故に遭って即死しており、娘はかなりのショックを受けていたんです。さらにその後、私の会社の同僚の子供さんが交通事故で亡くなっています。そんなこともあって、娘はその頃、口癖のように『ねえパパー、青信号の横断歩道でも

て、担当医の説明後まもなく娘の心臓は3回停止したのです』

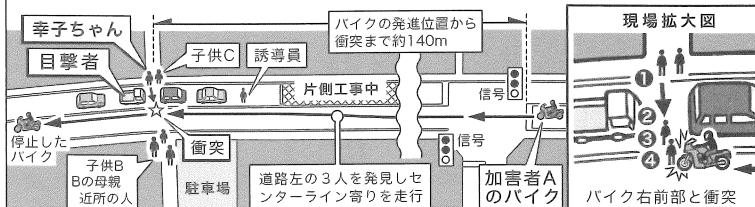
それでも、幸子ちゃんはなんとか蘇生し、午後5時頃から内臓を一部摘出するための緊急救術が始まった。

事故についての詳しい状況は、まもなく病院に駆け付けてくれた友達のCちゃんとその母親から聞くことができた。
放課後すぐ近くにある児童公園で遊んでいた鈴村幸子ちゃん(当時7歳、小1)は、友達の妹が幼稚園バスで帰ってくるのと一緒に迎えに行くため、旧青梅街道を横断しようとしていた。(下・見取り図参照)

この日、現場交差点付近は工事区間で片側通行だったので、警備員の誘導に従つて、まず、友達のCちゃんと母親が横断し、いつたんセンターライン付近で一度止まつて道路の状況を確認し、そして少し歩き始めた。そのとき、工事区間にかかる

判決(民事)で認められた事故状況

- ① 目撃者(軽トラック)の前を、子供(幸子ちゃん)が左側から歩いてくる
- ② 子供は、センターライン手前で一度止まる様子をみせる
- ③ その後、先程よりゆっくりと歩き出す。このとき、対向車線からバイクが近づくが、距離が十分なので、そのまま渡れると思った
- ④ その直後、大爆音(排気音)と共に、驚くほどの速さでバイクは急接近し、子供と衝突した(左図は☆地点)



図面◎吉岡昌諒

東京都青梅市に住む鈴村健二さん(47)は、小学生になつたばかりの長女・幸子ちゃん(当時7歳)を大型バイクとの衝突事故で失った遺族だ。そんな鈴村さんのものとして記されていたのは、父親の鈴村健二さんと一字違つて「検査」をしたのか?なぜ、これだけ具体的な証拠がありながら、娘の「飛び出し」として、一方的に処理されてしまうのか……亡き娘の名誉のために、事故の真実を求めて闘つてきた父親の5年間を振り返つた。

「娘の幸子は、道路を横断するとき、人一倍慎重な子でした。実は、事故の半年ほど前に妻の実弟が交通事故に遭つて即死しており、娘はかなりのショックを受けていたんです。さらにその後、私の会社の同僚の子供さんが交通事故で亡くなっています。そんなこともあって、娘はその頃、口癖のように『ねえパパー、青信号の横断歩道でも

注意しないとダメだよね、向うから飛び込んでくるんだよね』と言つて、いつも私の手を強く握りしめて横断していました。それだけに、事故直後、警察から『事故の原因は娘さんの飛び出しにある』と言われたときは、なんも交通事故で亡くなつてしましました。そんなこともあって、娘はその頃、口癖のように『ねえパパー、青信号の横断歩道でも

鈴村健二さんは静かな口調で、『事故現場となつた小さな交差点を見つめた。』

鈴村健二さんは静かな口調で、『事故現場となつた小さな交差点を見つめた。』

やなぎはらみか◎ノンフィクション作家。交通事故、司法問題をテーマに各誌で執筆。著書に『洗われる前に語れ』(WAVE出版)、『これいいのが自動車保険』(朝日新聞社)、『死因辨明』(信濃社)、『交通事故被害者は二度立たれる』(リベレタ出版)、『自動車保険の落とし穴』(朝日新聞)など多数。

一瞬のうちに幸子ちゃんの身体は視界から消えたというのだ。ところが、ちゃんとお母さんからその話を聞いた直後、病院にやつてきた警視庁青梅警察署の警察官は、手術室の前で待つ鈴村さんに断定口調でこう言ったという。

「事故の原因は、おたくの娘さんが車の間から急に飛び出したことがあります。センターインから15メートルのところでひかれているので、バイクはよけることができなかつたんですよ。」

鈴村さんは語る。

「私はそのとき、パニック状態で何も考へることができませんでした。が、とつさに、『事故現場にいたお友達やお母さんから聞いた状況と違うので、もつとよく調べてください』と頼みました。しかし、警察はその言葉をまったく受け入れようとはしませんでした。」

その夜のうちに2回目の緊急カーテール手術が行われた。しかし、検察への期待は見事に裏切られた。

「副検事は私の味方どころか、警察と同じで、とにかく加害者不起訴にするという方針を絶対に曲げたくないようでした。そして、すべての目撃者が娘さんの飛び出しと証言している処分はやむを得ない」と力説し、私はこの道のプロだ!』と繰り返しました。

友達やその母親から直接話を聞いていた鈴村さんは、すべての目撃者が「飛び出し」という

一瞬のうちに幸子ちゃんの身体は視界から消えたというのだ。ところが、ちゃんとお母さんからその話を聞いた直後、病院にやつてきた警視庁青梅警察署の警察官は、手術室の前で待つ鈴村さんに断定口調でこう言ったという。

「事故の原因は、おたくの娘さんが車の間から急に飛び出したことがあります。センターインから15メートルのところでひかれているので、バイクはよけることができなかつたんですよ。」

鈴村さんは語る。

「私はそのとき、パニック状態で何も考へことができませんでした。が、とつさに、『事故現場にいたお友達やお母さんから聞いた状況と違うので、もつとよく調べてください』と頼みました。しかし、警察はその言葉をまったく受け入れようとはしませんでした。」

その夜のうちに2回目の緊急カーテール手術が行われた。しかし、検察への期待は見事に裏切られた。

被疑者の名前が被害者の方親の名前に?

鈴村さんのとともに、東京地檢八王子支部から一通の「通知書」が届いたのは、事故から約1年後、副検事とのやり取りが繰り



被疑者の名前と被害者の名前を間違えた検察からの通知書。

鈴村さんは、検察官こそ遺族の訴えを聞き入れ、適正な捜査を行ってくれるものと信じ、すぐさま八王子支部の担当副検事と面談。警察が事故直後から「子供の飛び出し」と決めつけたり、初動捜査がいかに偏つたものであつたかを必死で説明した。

しかし、検察への期待は見事に裏切られた。

「副検事は私の味方どころか、警察と同じで、とにかく加害者不起訴にするという方針を絶対に曲げたくないようでした。そして、すべての目撃者が娘さんの飛び出しと証言しているんですよ、飛び出しは法律で不起訴と決められている。不起訴処分はやむを得ない」と力説し、私はこの道のプロだ!』と繰り返しました。

証言をしているはずがないと確信していた。しかし、それを確認したくても、調書などの捜査資料は一切見ることができない。刑事訴訟法47条で、「刑事記録は公判前に公にしてはならない」と定められているからだ。

「この日、私は検察庁で約4時間粘りました。でも最後には、『無念ではあります、不起訴もやむを得ない……』といった内容の遺族調書を強引に作られ、署名押印を求められたのです。個人では大きな権力にまったく歯が立たないのか……。その無念さと、娘に申し訳ないと想いで、さすがにその夜は、妻と一緒に、泣き明かしました」

返された直後のことだった。この文書(左)は、業務上過失致死で送検されていた被疑者A(事故当時29歳)が不起訴処分になったことを、被害者遺族に伝えるために送付されたものだつたが、それを読んだ鈴村さんは、抑えようのない怒りで身體が震えたという。

「なんと被疑者の名前が、私と一字違ひの『鈴村健一』になつてました。これでは、父親の私が娘の命を奪つたことになるじゃありませんか……」

検察庁が、被疑者の名前を間違えるなど、論外である。検察が犯したミスはそれだけではなかった。鈴村さんは強い口調でこう続けた。

「私は事故時の目撃者らの位置関係を示した自作の現場見取り図をフロッピーディスクに保存し、05年6月、検察庁に送付していました。ところが、不起訴通知とほぼ同時に返送されてしまったそれは、私が提出した黒色のフロッピーではなく黄色だったので、すぐに中のデータを確認してみると、なんと、そこにはまったく別の事件の破損したスクレーパーやヘルメットの写真が入っていたのです」

このとき同封されていた10月31日付の書面(P60)も酷いものだった。

『ありがとうございました』といふ語のほか、さらに深刻な

「娘の頃には、血で真っ赤に染まつた涙が、次から次へと伝っていました。どれほど生き続けたかたことでしょう、無念だつたことでしょう……」

「娘の頃には、血で真っ赤に染まつた涙が、次から次へと伝つたままでは真実が曲げられてしまつ……」

そんな不安を抱いた鈴村さんは、翌28日、早速青梅署へと出向き、「目撃者立ち会いで実況見分調書を作つてください」と依頼した。警察が目撃者に事情を聴いたり、現場検証を行つた形跡が全くなかつたからだ。しかし担当警官は、

「官の言葉に納得できなかつた鈴村さんは、何かに突き動かされました。が、とつさに、『事故現場へと足を運んだ。そして、一緒にいた友達のCちゃんとその母親に、改めて詳しく述べた様子を聞いた。夜には、もう一人の目撃者であるBちゃんにも話を聞くことができました。彼らの証言はいざれど、『幸子ちゃんはセンターライン付近でバイクに衝突された』というもので、警察から聞いた『車間からの急な飛び出

し。センターインから15メートル進んだところでおつかつた』という説明とは大きく食いついていたのです」

『このままでは真実が曲げられてしまつ……』

そんな不安を抱いた鈴村さんは、翌28日、早速青梅署へと出向き、「目撃者立ち会いで実況見分調書を作つてください」と依頼した。警察が目撲者に事情を聴いたり、現場検証を行つた形跡が全くなかつたからだ。しかし担当警官は、

「官の言葉に納得できなかつた鈴村さんは、何かに突き動かされました。が、とつさに、『事故現場へと足を運んだ。そして、一緒にいた友達のCちゃんとその母親に、改めて詳しく述べた様子を聞いた。夜には、もう一人の目撃者であるBちゃんにも話を聞くことができました。彼らの証言はいざれど、『幸子ちゃんはセンターライン付近でバイクに衝突された』といふもので、警察から聞いた『車間からの急な飛び出

し。センターインから15メートル進んだところでおつかつた』という説明とは大きく食いついていたのです」

『このままでは真実が曲げられてしまつ……』

そんな不安を抱いた鈴村さんは、翌28日、早速青梅署へと出向き、「目撲者立ち会いで実況見分調書を作つてください」と依頼した。警察が目撲者に事情を聴いたり、現場検証を行つた形跡が全くなかつたからだ。しかし担当警官は、

「官の言葉に納得できなかつた鈴村さんは、何かに突き動かされました。が、とつさに、『事故現場へと足を運んだ。そして、一緒にいた友達のCちゃんとその母親に、改めて詳しく述べた様子を聞いた。夜には、もう一人の目撃者であるBちゃんにも話を聞くことができました。彼らの証言はいざれど、『幸子ちゃんはセンターライン付近でバイクに衝突された』といふもので、警察から聞いた『車間からの急な飛び出

検察で強引に取られた「遺族調書」

この事件が検察庁に送致されたという連絡が入ったのは、事故から約7ヶ月後、2005年5月1日のことだった。検察庁のWEBサイトには、次の二文が掲載されている。

『犯罪によって傷ついた被害者の方に對しては適切なサポートが必要な場合が少なくあります。検察庁では、被害者の方からの相談に応じたり、事件の処理結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努力し

した。しかし、警察は、机を何度も叩きながら、『娘さんの過失割合が不利になつてもいいのか! そんなに生意気なこと事を言つてると、不利な状況にするぞ!』と、私を怒鳴りつけたのです。本当にショックでした。テレビドラマながらの、まさに「容疑者」扱いでした』

遺族を怒鳴りつけた警察

葬儀の翌日(10月27日)、警察官の言葉に納得できなかつた鈴村さんは、何かに突き動かされました。が、とつさに、『事故現場へと足を運んだ。そして、一緒にいた友達のCちゃんとその母親に、改めて詳しく述べた様子を聞いた。夜には、もう一人の目撃者であるBちゃんにも話を聞くことができました。彼らの証言はいざれど、『幸子ちゃんはセンターライン付近でバイクに衝突された』といふもので、警察から聞いた『車間からの急な飛び出

し。センターインから15メートル進んだところでおつかつた』という説明とは大きく食いついていたのです」

『このままでは真実が曲げられてしまつ……』

そんな不安を抱いた鈴村さんは、翌28日、早速青梅署へと出向き、「目撲者立ち会いで実況見分調書を作つてください」と依頼した。警察が目撲者に事情を聴いたり、現場検証を行つた形跡が全くなかつたからだ。しかし担当警官は、

「官の言葉に納得できなかつた鈴村さんは、何かに突き動かされました。が、とつさに、『事故現場へと足を運んだ。そして、一緒にいた友達のCちゃんとその母親に、改めて詳しく述べた様子を聞いた。夜には、もう一人の目撃者であるBちゃんにも話を聞くことができました。彼らの証言はいざれど、『幸子ちゃんはセンターライン付近でバイクに衝突された』といふもので、警察から聞いた『車間からの急な飛び出

は、鈴村さんがフロッピーリーと一緒に提出していた「上申書」までもが、まったく別のものになりました。この書面には、「同封の〔前略、平成17年8月11日の〕で始まる文書は、同封の写真とともに記録に編綴させてもらいました」と記されている。ところが、鈴村さんによると、この文書自体、日付からして本件とはまったく無関係のものだというのだ。

「ここまでくると、ただの『間違い』では済ません。検察官からいまだに訂正文も届かず、私が提出したフロッピーやビデオテープも行方不明のままでです。証拠の管理すらできず、被疑者の名前まで間違えた検察官。そもそも、他の事件の書類や写真が混ざっているようなら、そんな記録で、死亡事故の刑事処分が下されてしまつてよいのでしょうか……」なぜ証拠を精査することもな

していませんでした。もう、何も信じられなくなつてしましました……」

しかし、民事裁判では目撃者によるこうした証言が、裁判官の判断に大きな影響を与えた。提訴から2年後の2008年1月、東京地裁八王子支部は、警察官の捜査結果を真っ向から否定し、加害者の過失を9割と認定。事故状況についても、以下のように予想以上に踏み込んだ内容の判決を下した。(※傍線は筆者)

「本件事故の衝突地点について、警察官作成の各実況見分調書(証拠番号略)では、いずれも道路中心線から14ないし15メートルを走行車線とされており、衝突地点にブレーキ痕、破片その他衝突の痕跡があつたことは認めるべき証拠がなく、しかも被告本人の指示自体、衝

突地点が後になつて約4メートル東方に変更されている」とからすると、上記各実況見分調書の衝突地点は明確な裏付けなしに被告の指示のみによって確定されたのではないかとの疑いがあり、たちに信用できないといわざるえない。そして、幸子の転倒地点は幸子の血液付着の状況(証拠番号略)からして道路中央線付近であることは動かし難く、他方、(中略)証人(略)の証言内容や幸子と被告車両との衝突の状況、さらに被告車両が転倒することなく直進停止していることを統合すると、幸子は飛び出したのではなく歩行状態で道路中心線を越えて2、3歩進んだあたりで左側から走行してきた被告車両に衝突されたものと認めるのが相当である。」

「(前略) 当時、注視していれば道路両側に幸子を含む児童が向き合っているのを認め得たのであるから、被告としては減速したこと、前方左右の注視を怠つてはならない義務があつたにもかかわらずその義務を怠り、制限速度を超過しかなりの高速で道路中心線近くを進行した過失があり、その過失の程度は重いといふべきである。」

「できる内容でした」事故の状況が、民事判決の実認定通りであれば、加害者は起訴されるべきではないか……。そう考えた鈴村さんは、検察審査会に不起訴処分に対する不服申し立てを行つたが、同年10月、「不起訴相当」の議決が下された。議決書には、「検察官がした不起訴処分の裁定を不相当と判断できる事情が発見できないので、上記趣旨のとおり決議する。」という理由が書かれていた。

しかし、冷静に考えてみれば、検察審査会で審査にあつた11名の一般市民が審査の資料にしては、警察や検察が作成した刑事記録だ。それが「幸子ちゃんの飛び出し」を前提に作られたものであつたとすれば、不起訴相当と判断されても、ある意味、当然の結果だと言えるのかかもしれない。

は、鈴村さんがフロッピーリーと一緒に提出していた「上申書」までもが、まったく別のものになりました。この書面には、「同封の〔前略、平成17年8月11日の〕で始まる文書は、同封の写真とともに記録に編綴させてもらいました」と記されている。ところが、鈴村さんはその理由を検察官に尋ねようとしたが、検察からは、「不起訴理由は法律で教えられないことになつてるので、面会するつもりもない」

というそつけない回答が返つてくるだけだった。

一方、独自に調査を重ねた鈴村さんは、裁判の中で真実を明らかにしようと決意し、2006年、加害者を相手に民事裁判を起こした。

事故当時、現場にはBちゃん、Cちゃん親子、誘導員、停止中の車が2台、軽自動車がいたことがわかつています。この人たちならきっと事故の状況を知つているはずだ、そう思つた私は、民事裁判のために一部だけ謄写できた黒塗りの調書の



「ありがとうございました」という誤字が検察のいい加減さを物語る。

「実況見分調書の現場見取り図に記載された衝突地点やバイクスピードは40キロメートルくらい」と、自分の意思と反する証言をさせられた

など、事故直後の警察による恣意的な捜査の実態が、次々と明かされたのだった。

鈴村さんは語る。

「なんと、担当副検事は目撃者の方々に、私たちのことについて『遺族感情が著しくてしつこく、頭が少しおかしくなつているんじゃないの?』とまで言つていたそうです。今振り返れば、副検事は私たちにも虚偽の事実を平気で伝え、納得させようと

わずかな情報を手掛かりに、市役所で住民台帳を片つ端から調べ、ようやく目撃者の方々に会つた

「子供の急な飛び出しではなかつた」

「実況見分調書の現場見取り図に記載された衝突地点やバイクの停止位置は、事実とまったく違う(停止距離を短くしている)警察官に誘導され、バイクのスピードは40キロメートルくらい」と、自分の意思と反する証言をさせられた

など、事故直後の警察による恣意的な捜査の実態が、次々と明かされたのだった。

鈴村さんの執念の調査が実を

結び、軽自動車の中から衝突の瞬間を見ていた目撃者と、誘導員の男性が民事裁判に証人として出廷。証人尋問では、

「子供の急な飛び出しではなかつた」

「実況見分調書の現場見取り図に記載された衝突地点やバイクの停止位置は、事実とまったく違う(停止距離を短くしている)警察官に誘導され、バイクのスピードは40キロメートルくらい」と、自分の意思と反する証言をさせられた

など、事故直後の警察による恣意的な捜査の実態が、次々と明かされたのだった。

鈴村さんの執念の調査が実を

報道前後の検察の慌ただしい動き

時効が半年後に迫った200

9年6月、私はこの事件を「週

刊現代」(6/6号)で記事に

した。タイトルは『東京地檢

が間に葬つた7歳少女死亡事

故』。このときの取材に対して、

東京地檢、法務省はいずれも、

個別事案にはお答えできない

というお決まりの回答を寄せて

きた。鈴村さんによると、この

記事の取材を始めた頃、つまり

掲載の数か月前から、検察の動

きがにわかに慌ただしくなった

のだという。

「4月2日、正検事より八王子支
部に来て欲しいと連絡が入りまし
た。検事は『幸子さんが飛び出し
たとは、検察室としては断定して
いないことはご理解頂きたい。副
検事が飛び出しと断定した』と調
てお話をした事に対する『深くお詫
び申し上げます』と謝罪されました。
また、私どもの提出したフロ

ツピーディスクとビデオテープ
(VHS)はまだ見つかっていない
ので、今後引き続いだ調査する
ことでした』

“被疑者・鈴村健一”的件につ
いても、このとき正検事から謝

罪があつたというが、鈴村さんは、
「あなたに謝罪されても納

得はいきません」そうはつきり
伝えたという。

「私は、民事の判決からも、警
察、検察の皆さん捜査は明らか
であり、再捜査することは当然
のことだと迫りましたが、『再

捜査は刑事裁判で99%有罪に持
ち込まれると判断できた時点で行

います』と平行線のままでした。

さらに検事は『刑事裁判で
は、疑わしきは被告の利益に、

とのことで、起訴することは難
しい。再捜査ではないが目撃者
の方々から事情聴取はする』と
告げました』

その言葉通り、検察は5月に
入ってから、目撃者全員に電話
をかけ、順番に検察室に呼び出
てしましました。結果的に、検
察の再捜査は、かたちだけで全
く話しにならないものでした。私は、
遺族調書を閲覧させてほ
しいと、強く求めましたが、
法律で見せられないことにな
つて『法律で見せられないことにな
つて』の一点張りで納得が
いきませんでした。なぜ自分の
調書を見ることすらできないの
でしょうか？ よほどまずい事
があるのでしょうか？』

鈴村さんのそんな予感は的中
した。

再びの不起訴決定

8月5日、自宅に被疑者の不
起訴処分を伝える通知書が届い
たのだ。

以下は、8月29日に鈴村さん

から私に届いたメールである。

目的は加害者の不起訴処分につ
いての説明を求めるためです。

冷静に対応しようと思つていま
したが、激しいやりとりになつ
したが、激しいやりとりになつ

した。いつたん不起訴になつた
事件で、「再捜査ではない」と宣
言しながら、なぜこのようない
動をとつたのか……。

そんな中、時効の日（200
9年10月22日）は刻々と迫つて
いた。「民事と刑事は別」とは
いうものの、東京地裁は警察捜
査の皆さんを、証拠写真や第
三者である目撃者の証言などを
もとに明確に指摘し、加害者の
過失が重いことを認めていた。

そして、加害者側も控訴はせず、
判決は確定している。それなの
に、なぜ、検察は警察の作成した
調書の矛盾を再検証しようとし
ないのか……。

7月4日、鈴村さんは再び檢
察室に呼び出された。

「何やら検察室は、相当焦つて
いるようでした。その日は新た
に、正検事の上司である副部長
も加わって話をしました。私た
ちは、今までの警察、検察の矛
盾に満ちた捜査について、一つ
一つ説明していきました。する

「私はこう要求しました。『今ま
でに送られてきた通知書は酷い
もので、いまだに訂正文も送ら
れて来ません、早急に正式な不
起訴撤回通知を送つて欲しい』
と検事は、『今までにこの

ような事例はほとんどありません
。お気持ちはわかりますが、
即答はできません。とりあえず
上司に申し伝えます』と、そつ
けない返答をしてきました。ど
うしても納得できないので、さ

くも連絡を入れた。

「私はこう要求しました。『今ま
でに送られてきた通知書は酷い
もので、いまだに訂正文も送ら
れて来ません、早急に正式な不
起訴撤回通知を送つて欲しい』
と検事は、『今までにこの

ような事例はほとんどありません
。お気持ちはわかりますが、
即答はできません。とりあえず
上司に申し伝えます』と、そつ
けない返答をしてきました。ど
うしても納得できないので、さ

と、副部長は『わかりました。
再捜査することします』と言
ったのです。しかし、すぐに
こう付け加えました。『言葉は
悪いですが、再捜査するからと
言つてあまり期待しないで下さ
れました』

「私は、このままに『わざと
言つてあります』と言つてお

ります』

と、副部長は『わかりました。

再捜査することします』と言

つたのです。

「私はこう要求しました。『今ま

でに送られてきた通知書は酷い

もので、いまだに訂正文も送ら

れて来ません、早急に正式な不

起訴撤回通知を送つて欲しい』
と検事は、『今までにこの

ような事例はほとんどありません
。お気持ちはわかりますが、
即答はできません。とりあえず
上司に申し伝えます』と、そつ
けない返答をしてきました。ど
うしても納得できないので、さ

くも連絡を入れた。

「私はこう要求しました。『今ま

でに送られてきた通知書は酷い

もので、いまだに訂正文も送ら

れて来ません、早急に正式な不

起訴撤回通知を送つて欲しい』
と検事は、『今までにこの

ような事例はほとんどありません
。お気持ちはわかりますが、
即答はできません。とりあえず
上司に申し伝えます』と、そつ
けない返答をしてきました。ど
うしても納得できないので、さ

くも連絡を入れた。

「私はこう要求しました。『今ま

でに送られてきた通知書は酷い

もので、いまだに訂正文も送ら

れて来ません、早急に正式な不

起訴撤回通知を送つて欲しい』
と検事は、『今までにこの

ような事例はほとんどありません
。お気持ちはわかりますが、
即答はできません。とりあえず
上司に申し伝えます』と、そつ
けない返答をしてきました。ど
うしても納得できないので、さ

くも連絡を入れた。

「私はこう要求しました。『今ま

でに送られてきた通知書は酷い

もので、いまだに訂正文も送ら

れて来ません、早急に正式な不

起訴撤回通知を送つて欲しい』
と検事は、『今までにこの

のような事例はほとんどありません
。お気持ちはわかりますが、
即答はできません。とりあえず
上司に申し伝えます』と、そつ
けない返答をしてきました。ど
うしても納得できないので、さ

くも連絡を入れた。

「私はこう要求しました。『今ま

でに送られてきた通知書は酷い

もので、いまだに訂正文も送ら

れて来ません、早急に正式な不

起訴撤回通知を送つて欲しい』
と検事は、『今までにこの

のような事例はほとんどありません
。お気持ちはわかりますが、
即答はできません。とりあえず
上司に申し伝えます』と、そつ
けない返答をしてきました。ど
うしても納得できないので、さ

くも連絡を入れた。

「私はこう要求しました。『今ま

でに送られてきた通知書は酷い

もので、いまだに訂正文も送ら

れて来ません、早急に正式な不

起訴撤回通知を送つて欲しい』
と検事は、『今までにこの

のような事例はほとんどありません
。お気持ちはわかりますが、
即答はできません。とりあえず
上司に申し伝えます』と、そつ
けない返答をしてきました。ど
うしても納得できないので、さ